

雇用調整助成金（緊急対応期間分）の支給・不支給について

○=支給、×=不支給

風俗営業等の種類		具体例	現行	緊急対応期間分の方 向性
風俗営業 (第2条第1項)	接待飲食等営業 (第2条第4項)	(第1号) キャバレー、料理店・社交飲食店等	○	○
		(第2号) 低照度飲食店 (第3号) 区画席飲食店	○	○
	(第4号) 麻雀店、パチンコ店等 (第5号) ゲームセンター等	○	○	
性風俗関連 特殊営業 (第2条第5項)	店舗型性風俗特殊営業 (第2条第6項)	(第1号) ソープランド (第2号) 店舗型ファッションヘルス等 (第3号) ストリップ劇場等	×	○
		(第4号) ラブホテル等 (第5号) アダルトショップ等 (第6号) 出会い系喫茶		
	無店舗型性風俗特殊営業 (第2条第7項)	(第1号) 派遣型ファッションヘルス等 (第2号) アダルトビデオ通信販売等		
	映像送信型性風俗特殊営業 (第2条第8項)	アダルト画像送信営業		
	店舗型電話異性紹介営業 (第2条第9項)	テレホンクラブ(入店型)		
無店舗型電話異性紹介営業 (第2条第10項)	ツーショットダイヤル等			
特定遊興飲食店営業 (第2条第11項)		ナイトクラブ等	○	○
接客業務 受託営業 (第2条第13項)	(第1号) 接待飲食等営業(風営適正化法 第2条第1項第1号に 該当するものに限る。)からの 委託	コンパニオン派遣業 外国人芸能人招聘業 芸者置屋	○	○
	(第2号) 店舗型性風俗特殊営業からの 委託		×	○
	(第3号) 特定遊興飲食店営業からの委 託		○	○
	(第4号) 飲食店営業からの委託		○	○